

産業廃棄物処理 内部監査代行

お任せください!

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた20種類の廃棄物のことです。事業活動とは、製造業や建設業に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念となります。

排出事業者責任とは

廃掃法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(法第3条)」と規定し、排出事業者の処理責任が明確化しています。この責任は非常に重く、処理業者に委託していてもどこかに違反があれば、排出事業者の責任となってしまいます。

こんなお悩みございませんか？

- 契約書を自動更新しており、法改正に不安がある
- マニフェストの管理・確認まで対応できていない
- 処理業者の許可証の期限・品目の確認ができていない



総合監査センターにご相談下さい!

総合監査センターでは250名の様々な分野の専門家をもち、全国サポートも可能です。
委託契約書およびマニフェストをチェックリストに従い
法的な問題がないかをプロの目で監査いたします。

ご依頼の
流れ

予備調査

計画策定

監査実施

調書作成

監査報告

フォロー

料金例

料金例			
サービス内容	数量	料金	備考
内部監査代行	1日 (7時間)	16万円	旅費交通費別 担当専門員1名体制

優良産業廃処理業者[※]での内部監査報告事例

- ✓ 委託契約書・マニフェストに関する法定記載事項の理解に認識のずれがあり、**法的に不十分な記載**であった
- ✓ **許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託**していた
- ✓ **現在の処分能力と委託契約書の処分能力に相違**があった
- ✓ 委託契約書とマニフェストの**品目が異なっていた**
- ✓ **著しく安い処理料金**で業者に委託していた
- ✓ **マニフェストが返ってきていないことに気づいていない**



※優良産業廃棄物処理業者認定制度とは、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度

チェックシート例 収集運搬・処分について



下記チェックに一つでも「否」がついていれば法律違反の疑いがあります。事実確認をする必要があるかもしれません！

【許可証に関する事項】	適	否
処理を委託する期間が有効期限内か。更新手続きを行っているか。		
処理業者が委託する処理（収集運搬・処分）の許可を得ているか。		
処理を委託する（運搬・中間処理または最終処分）産業廃棄物の許可品目は合致しているか。		
【委託契約書に関する事項】	適	否
委託契約書は、書面により収集運搬業者及び処分業者それぞれと締結しているか。		
処理業者の許可証が添付されているか。		
契約委託契約書の法定記載事項に不備はないか。		
委託契約書及び添付した書面は、契約終了の日から5年間保管しているか。		
処理料金が記載されているか。著しく安い料金となっていないか。		
【マニフェストに関する事項】	適	否
マニフェストの記載事項に漏れや誤記載がないか。		
マニフェストの保管をきちんと行えているか。		

自社のチェック体制はいかかでしょうか？

年々、産業廃棄物処理に関する規制は厳しくなっています。

「そこまでしなくても大丈夫」という考えが命取りになる可能性もあります。処理業者の「しっかりできています」の言葉よりも自分自身の目でしっかり確認することが大切です。

是非とも総合監査センターにご相談下さい！

お問い合わせはこちら

E-mail : info@s-kansa.co.jp

産業廃棄物処理に関する行政更新手続きは
行政書士法人 グローアップへ！ GLOW-Up

公式サイトよりお申込み！
<https://glow-up.or.jp/>

契約書を見直してほしい

許可証の申請をしてほしい

このようなお悩み、お任せ下さい！

